明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

商品取引受託業務の廃止の公告

当社は、平成二十二年五月二十日をもって商品取引受託業務を廃止することといたしましたので、商品取引所法第百九十七条第三項及び商品取引所法施行規則第九十条第三項の規定により公告いたします。

一、当社が行う委託者の計算による商品市場における取引の結了の方法

当社が受託業務を行っている東京穀物商品取引所、東京工業品取引所における取引につきまして平成二十二年四月二十三日までに決済する。

二、商品取引受託業務に関し委託者から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法

商品市場における取引の結了後、委託者の指定する金融機関口座に遅滞なく返還する。

また、建玉を有していない委託者につきましても、委託者の指定する金融機関口座に遅滞なく返還する。

なお、本件についてのお問合せは左記の連絡窓口にて対応いたしますので、ご不明な点がございましたらご連絡お願いいたします。

連絡窓口　担当部署　お客様相談室

電話番号　〇一二〇―一四六―四九四

（九時〇〇分～一七時三〇分）

平成二十二年四月十九日

東京都中央区銀座一丁目二〇番一四号

オムニコ株式会社

代表取締役社長　宍戸　茂

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金三億八千百万円（但し、A号優先出資について金三億八千百万円）減少し金六億八千六百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十二年五月二十日であり、取締役の決定は、平成二十二年四月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十二年三月十二日付官報の号外第五十一号六十一頁に記載されています。

平成二十二年四月十九日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ポラリス・キャピタル・パートナーズ特定目的会社

取締役　高橋　典秀

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年五月七日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産からの収入として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合（以下「優先出資償却原資」という。）、これらを分配するため。

二　優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年五月二十日に行う。

四　減少する優先資本金の額

金八千二百六十五万円

五　消却する優先出資の種類

当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資ともに消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数

千六百五十三口（A号優先出資につき八百四十三口、B号優先出資につき八百十口）

七　消却の方法

全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五万円で有償消却を行う。

八　消却に要する金額

金八千二百六十五万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての種類の優先出資

平成二十二年四月十九日

東京都港区赤坂三丁目三番三号住友生命赤坂ビル四階株式会社ＥＯＳ気付

オスタラ・メディカル・ワン特定目的会社

取締役　中村　博康

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年五月七日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一　優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産からの収入として本特定目的会社に交付された金銭及びその他の方法で本特定目的会社が受領した金銭から、特定社債の元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合（以下「優先出資償却原資」という。）、これらを分配するため。

二　優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三　優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年五月二十日に行う。

四　減少する優先資本金の額

金一億二千二百八十五万円

五　消却する優先出資の種類

当社はA号優先出資及びB号優先出資の二種類の優先出資を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資ともに消却の対象とする。

六　消却する優先出資の口数

二千四百五十七口（A号優先出資につき千二百五十三口、B号優先出資につき千二百四口）

七　消却の方法

全既発行の各優先出資社員の保有する優先出資口数の割合に応じて、優先出資一口につき金五万円で有償消却を行う。

八　消却に要する金額

金一億二千二百八十五万円

九　優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

A号優先出資及びB号優先出資

平成二十二年四月十九日

東京都港区南麻布二丁目一二番三号

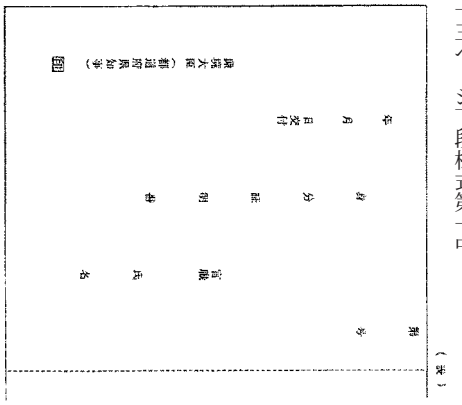
オスタラ・メディカル・ツー特定目的会社

取締役　中村　博康

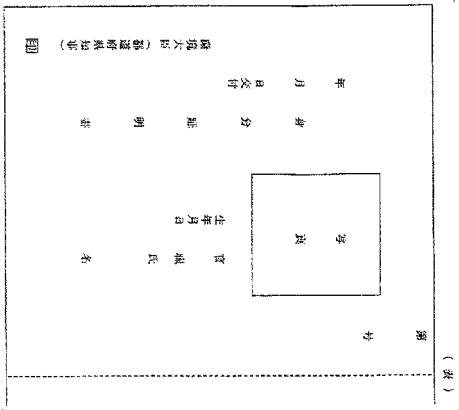
正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十二年三月二十九日（号外第六十五号）公布環境省令第四号（自然公園法施行規則及び自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
七下		終りから八	操作	捜査

一三ページ下段様式第一中



は



の

誤り。

一六	上	終りから一七	及び	並びに
〃	〃	〃	第十七条	第十七条及び第二十三条
〃	〃	〃	第二十三条	第二十七条第五項
〃	〃	一五		

◉号外　四月十九日付第八四号六四　ページ●同日付政府調達第七三号八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部（配送料別）一三六円（本体一三〇円）